

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を踏まえ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務を踏まえ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

ア 町の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項

イ 町が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項

ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

カ ア～オに掲げるものの他、町の区域に係る国民の保護のための措置に関し町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性を考慮し、自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、言論の自由その他表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法についても、同機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域の実情・特性を念頭においた計画

町は、国民保護措置の実施に当たって、地理的特徴や社会的特徴に特に配慮する。

(10) 住民相互の協力、自らの備えといった自助・共助の理解と促進

有事の際、刻々と変化する状況に対応するために、自ら備え、地域の住民が相互に協力し事態に対処する自助・共助の理解を促進する。

(11) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合の初動体制の充実

町は、突発的に発生した事態に速やかに対応するため、事態に応じた体制を取れるよう、初動体制の充実を図る。

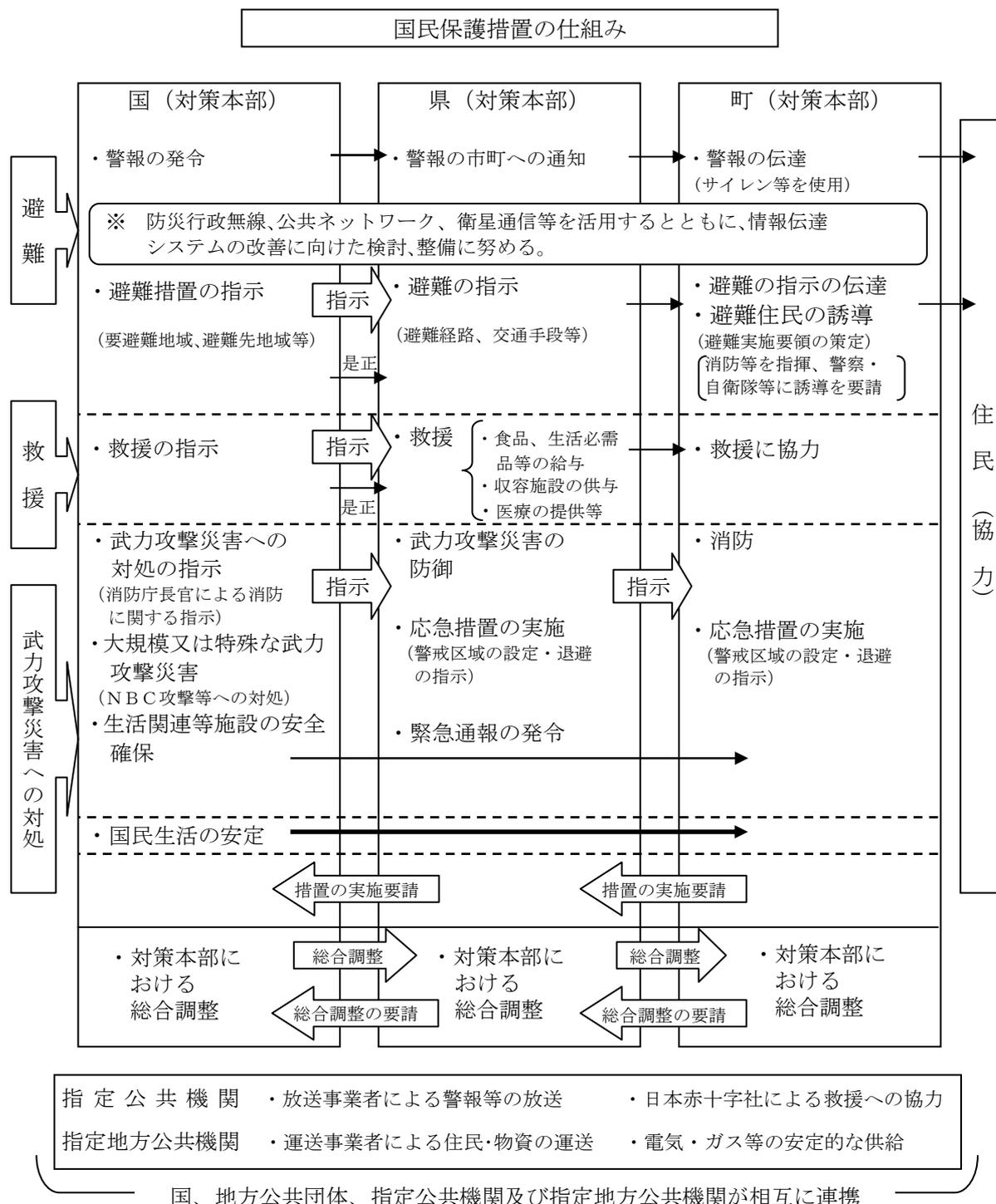
(12) 地域防災計画の仕組みの活用

町は、国民保護措置をスムーズに実施できるよう、町地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編）（以下「地域防災計画」という。）の中で準用できる内容について検討し、この計画に基づく取り組みを活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、町は、おおむね次に掲げる業務を処理する。また、国民保護措置について、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

○ 町の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成に関する事。 2 国民保護協議会の設置、運営に関する事。 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関する事。 4 組織の整備、訓練に関する事。 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事。 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関する事。 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関する事。 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関する事。 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関する事。

○ 消 防

機関の名称	事務又は業務の大綱
伊予消防等 事務組合 消防本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する普及活動に関する事。 2 消防、水防及びその他応急措置に関する事。 3 救急、救護及びその他応急措置に関する事。

○ 県の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護計画の作成に関する事。 2 国民保護協議会の設置、運営に関する事。 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営に関する事。 4 組織の整備、訓練に関する事。 5 警報の通知に関する事。 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施に関する事。 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施に関する事。 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に関する事。 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施に関する事。 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施に関する事。
県警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 11 各種情報の収集分析に関する事。 12 交通規制に関する事。 13 犯罪の予防・社会秩序の維持に関する事。 14 住民の避難誘導に関する事。

○ 指定地方行政機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
四国管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整に関すること。 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。 5 被災地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握に関すること。
四国財務局 (松山財務事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 3 国有財産の無償貸付等に関すること。 4 被災施設復旧事業費の査定の立会に関すること。
神戸税関 (松山税関支署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続き
中国四国厚生局 (四国厚生支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛媛労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策に関すること。 2 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督に関すること。 3 事業場における労働災害発生状況の把握に関すること。 4 被災事業所用救急薬品の確保等援助措置に関すること。
中国四国農政局 (愛媛農政事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。 2 農業関連施設の応急復旧に関すること。
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材（国有林材）の調達・供給に関すること。
四国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
中国四国産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事業に関する復旧促進
中国四国産業 保安監督部 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気、ガス事業に関する災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること。 2 鉱山における災害復旧、二次災害防止のための指導・監督に関すること。 3 危険物等の保全に関すること。
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、 大洲河川国道事務所、 松山港湾・ 空港整備事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。 2 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること。 3 関係機関との連携による応急対策の実施に関すること。 4 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保に関すること。 5 関係機関との連携による応急対策の実施 6 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保 7 緊急輸送路を確保するために必要な港湾等の計画的整備
四国運輸局 (愛媛運輸支局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整及び輸送の幹旋に関すること。 2 運送施設及び車両の安全確保に関すること。
大阪航空局 (松山空港事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 3 被災時における人員、応急物資の空輸の利便確保

機関の名称	事務又は業務の大綱
大阪管区気象台 (松山地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供に関する事。
第六管区海上保安本部 (松山海上保安部)	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序維持及び安全確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置

○ 自衛隊の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (中部方面総監部)	1 武力攻撃事態等における侵害の排除に関する事。 2 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関する事。
海上自衛隊 (呉地方総監部)	
航空自衛隊 (西部航空方面隊)	

○ 指定公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
独立行政法人国立病院機構 (四国がんセンター、愛媛病院)	1 医療の確保
日本銀行 (松山支店)	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する事。 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関する事。
日本赤十字社 (愛媛県支部)	1 救援への協力に関する事。 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関する事。 3 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事。 4 被災者に対する救援物資の配給に関する事。 5 血液製剤等の確保及び供給のための措置に関する事。 6 赤十字奉仕団等に対する救急法等講習の指導に関する事。
日本放送協会 (松山放送局)	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送に関する事。
郵便事業株式会社 (四国支社)	1 郵便の確保に関する事。 2 郵便事業の運営に関する事。
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	1 高速道路の改築、維持及び修繕に関する事。 2 高速道路の管理及び災害復旧に関する事。
四国旅客鉄道株式会社 (愛媛企画部) 日本貨物鉄道株式会社 (四国支店)	1 避難住民及び緊急物資の運送に関する事。 2 旅客及び貨物の運送の継続に関する事。 3 鉄道施設等の保全に関する事。 4 被災時における旅客の安全確保に関する事。 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
西日本電信電話株式会社 (愛媛支店) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 四国(愛媛支店) KDDI株式会社 (四国総支社) ソフトバンクモバイル株式会社 (中国技術部)	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時設置における協力に関すること。 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱いに関すること。
四国電力株式会社 (松山支店、大洲営業所)	1 電力施設等の保全 2 電力供給の確保 3 被災施設の応急対策及び復旧資機材の確保 4 電力施設の武力攻撃災害予防措置及び広報の実施
株式会社ダイヤモンドフェリー (松山支店) 関西汽船株式会社 (松山支社)	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続
ジェイアール四国 バス株式会社 (松山支店)	
株式会社日本航空 インターナショナル 全日本空輸株式会社 (松山支店)	
佐川急便株式会社 (四国支社松山店) 四国西濃運輸株式会社 (松山支店) 日本通運株式会社 (松山支店) 四国福山通運株式会社 (松山東支店) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主管支店)	

○ 指定地方公共機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
伊予鉄道株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。 2 旅客及び貨物の運送の継続に関すること。 3 鉄道施設等の保全に関すること。 4 被災時における旅客の安全確保に関すること。 5 復旧用資機材等の確保及び人員等の配備手配に関すること。
社団法人愛媛県バス協会 社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社	1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の継続

機関の名称	事務又は業務の大綱
社団法人愛媛県医師会 社団法人愛媛県 薬剤師会 社団法人愛媛県 看護協会	1 医療の確保に関すること。
社団法人愛媛県歯科医師会	1 検視時の協力に関すること。 2 医療の確保に関すること。
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。

○ その他関係機関の事務及び業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
伊予郡砥部町 土地改良区	1 土地改良施設の整備及び保全に関すること。 2 災害復旧事業、各種防災事業の調査並びに測量、設計に関する こと。
えひめ中央 農業協同組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 共同利用施設等の保全に関すること。 3 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。 4 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 5 被災組合員に対する融資斡旋に関すること。 6 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること。 7 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する こと。
町森林組合	1 町が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。 2 共同利用施設等の保全に関すること。 3 組合員の被災状況調査及び援護に関すること。 4 林産物の災害応急対策の指導に関すること。 5 林業生産資材及び林家生活資材の確保、斡旋に関すること。
町商工会	1 被災商工業者の援護に関すること。 2 食料、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関する こと。 3 災害時における中央資金の導入に関すること。
危険物施設管理者、 プロパンガス取扱機関	1 危険物施設等の保全に関すること。 2 プロパンガス等の供給の確保に関すること。
病院等の開設者 若しくは管理者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時の病人等の収容、保護に関すること。 3 災害時における負傷者等の医療、助産、救護に関すること。
社会福祉 施設管理者	1 施設入所者の安全確保に関すること。

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先を示す。なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）及び指定行政機関の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で通知される。また、国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）の連絡先については、町国民保護計画とは別個に、一覧性を持った資料として保有しておくものとする。

【資料編 第2編 1 県(警察機関含む)】

【資料編 第2編 2 指定地方行政機関】

【資料編 第2編 3 自衛隊】

【資料編 第2編 4 指定公共機関】

【資料編 第2編 5 指定地方公共機関】

【資料編 第2編 6 県内市町】

【資料編 第2編 7 県内消防機関】

【資料編 第2編 8 その他の機関】

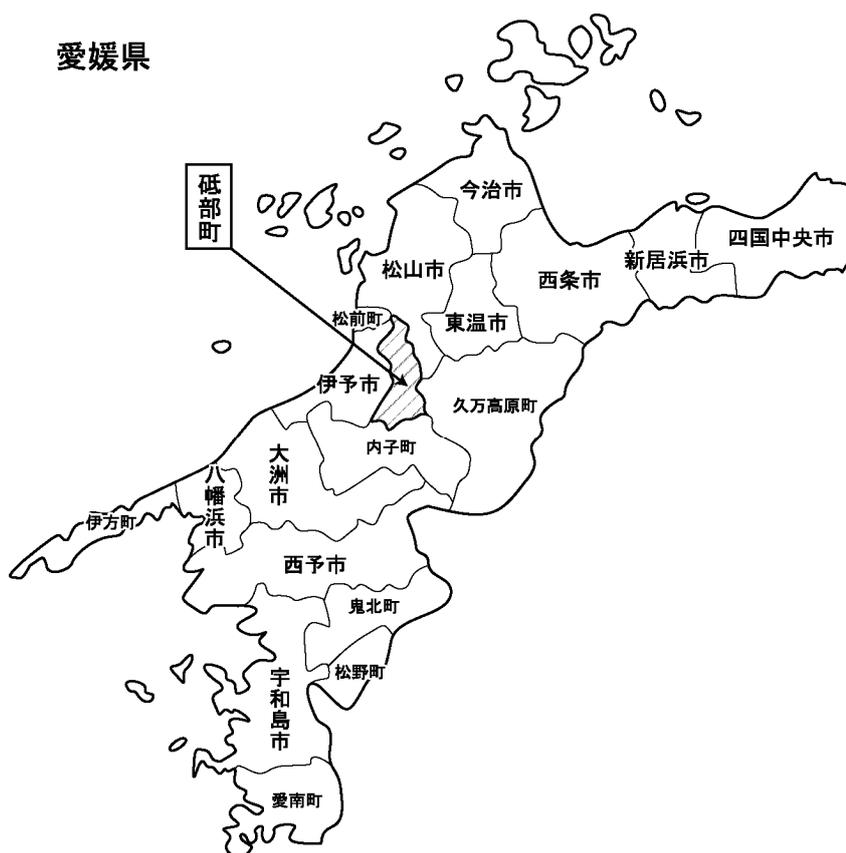
第4章 町の地理的、社会的特徴

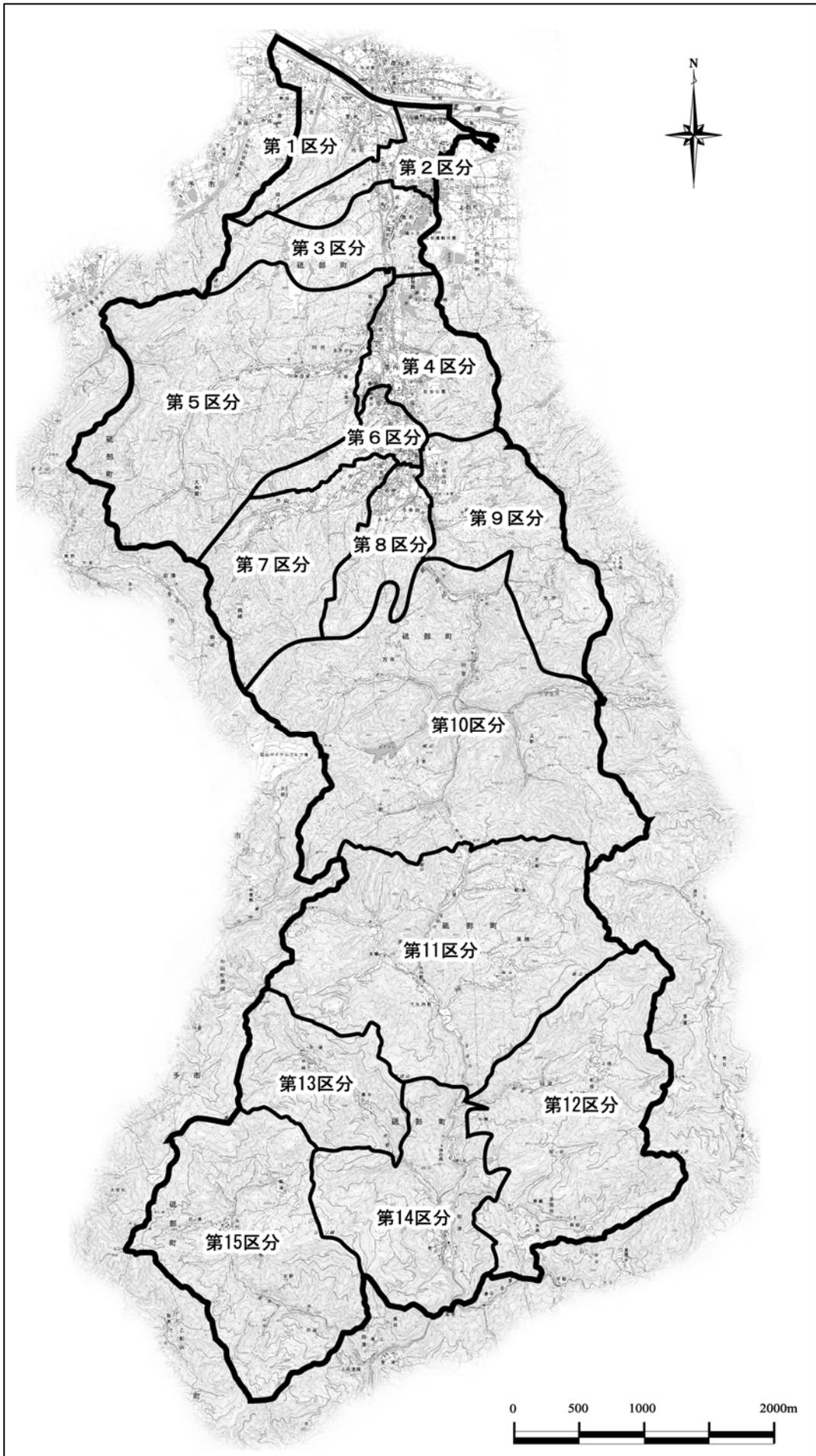
町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について記述する。

(1) 地形

本町は、愛媛県中央部に位置し、北は松山市と重信川を隔てて接している。西は松前町、伊予市と、東は松山市、久万高原町、南は内子町と接している。

また、周囲を山に囲まれ、北部地域では重信川に北流する砥部川が中央を流れる盆地状の地形となっている。南部地域は北ヶ森(1,010m)、山郷の辻(932m)等の山に囲まれた山間地域となっており、大部分が15度以上の傾斜を示す起伏の多い地形である。また、水梨山、上尾峠、サレガ峠を結ぶ分水嶺より南側は、肱川の支流である玉谷川が中央を南流している。





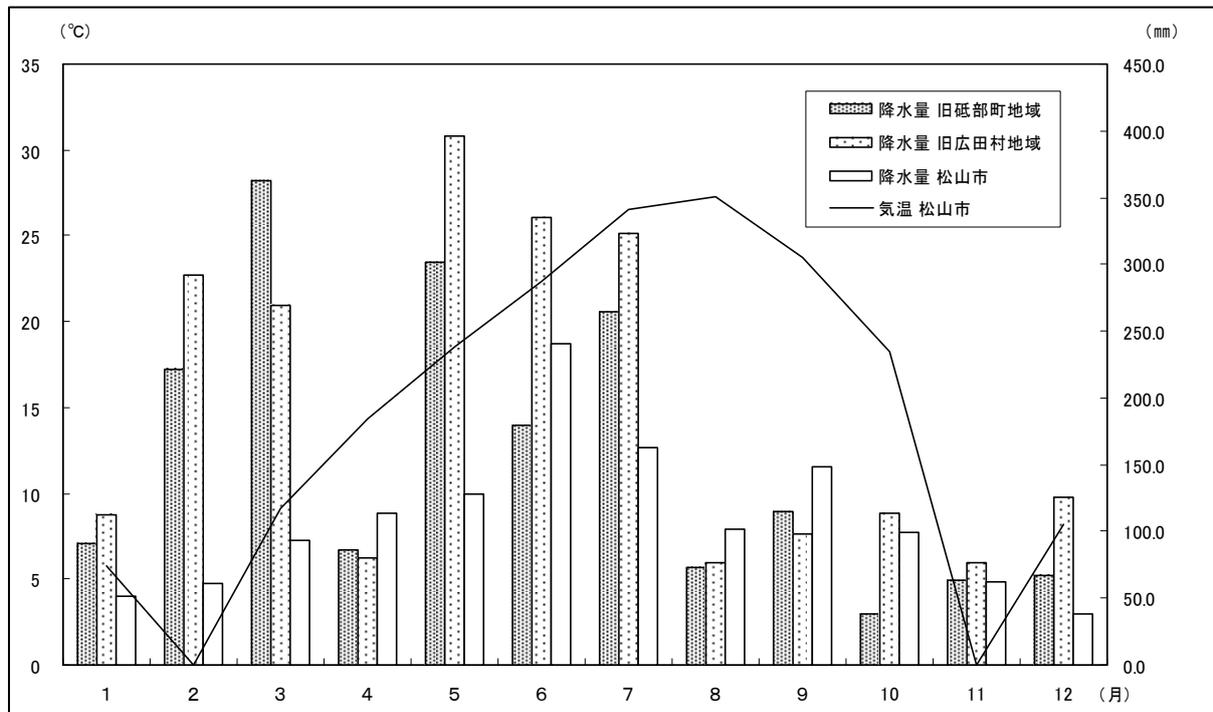
広 ぼ う	面 積	標 高
東 西 9 km 南 北 21 km	101.57 km ²	最 低 30m 最 高 1,010m

(2) 気候

本町は、瀬戸内海地域の地理的な影響を受けた気候として、降水量は少なく晴天が多く、相対的に乾燥している。冬は北西の季節風、夏は南東の季節風が強く吹くが、瀬戸内海地域はいずれの季節風に対しても風下側となり、雨は風上側で落ちてしまうことから天気は比較的穏やかとなる。

降雨は、瀬戸内側に近い町の中心部では1,800mm程度であるが、山間部では2,000mmを超えることもある。冬型の気圧配置では、山間部で15cm程度の積雪が見られるが、降雪量は減少傾向にある。年平均気温は16℃前後であるが、山間部に入るにしたがって12～15℃に下がる。

■ 気温・降水量 1



重信川に臨む町北部の平地部は、日照時間が長く気温も高い。また、石鎚山系、瀬戸内海からの風を受けて大きな空気の流れの中にあり、年間の降霜日数も非常に少ない。

本町北部城山以南の盆地部は、四方を山に囲まれているため空気が滞留しやすく、冷たい停滞気流や降霜による農作物への被害が発生しやすい状況になる。

南部の山間部は、北部に比べて降雨量が多く、全般的に気温は低い、北から南によるほど温暖となる。

■ 気温・降水量 2

月	区分	年間降水量 (mm)		
	月平均気温(°C)	旧砥部町地域	旧広田村地域	松山市
1	5.8	91	112	51.6
2	6.0	221	292	61.3
3	9.1	363	269	93.5
4	14.3	86	80	113.8
5	18.5	301	396	128.4
6	22.3	179	335	240.5
7	26.5	264	323	162.9
8	27.3	73	77	102.3
9	23.7	115	98	148.1
10	18.2	38	114	99.5
11	13.0	63	76	62.6
12	8.2	67	126	38.8
計	年平均 16.1	年間 1,861	年間 2,298	年間 1303.1

資料：松山地方気象台、国土交通省

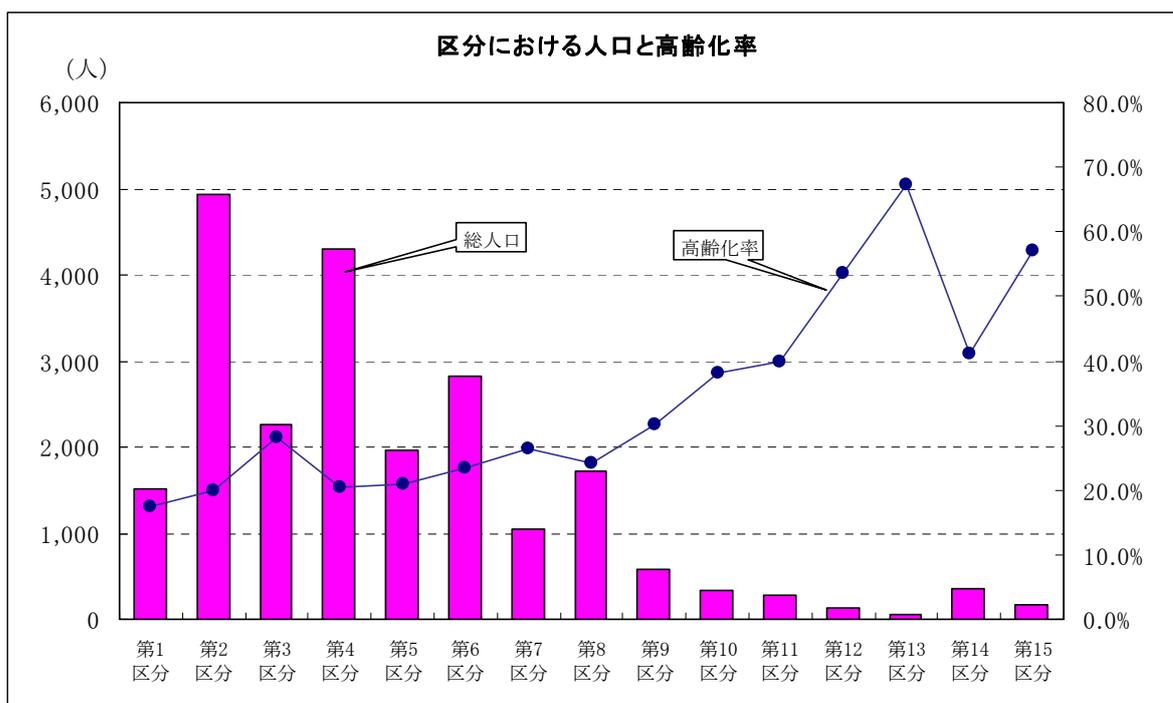
(注) 旧砥部、広田地域の降水量は、国土交通省松山及び大洲河川国道事務所が観測した平成 16 年の日毎のデータを集計したものです。松山市の気象データは、松山気象台が観測した 1971 年から 2000 年までのデータの平均値です。

(3) 人口分布

本町の人口は、男性 10,609 人、女性 11,815 人の合計 22,424 人となっている。世帯数は 8,201 世帯あり、高齢化率は 21.0%となっている。

本町では、消防団各分団を基に地域区分を設定しているが、人口は北部に集中しており高齢化率は 23%前後である。南部は人口が少ないうえに高齢化率が 40%を超える状況である。

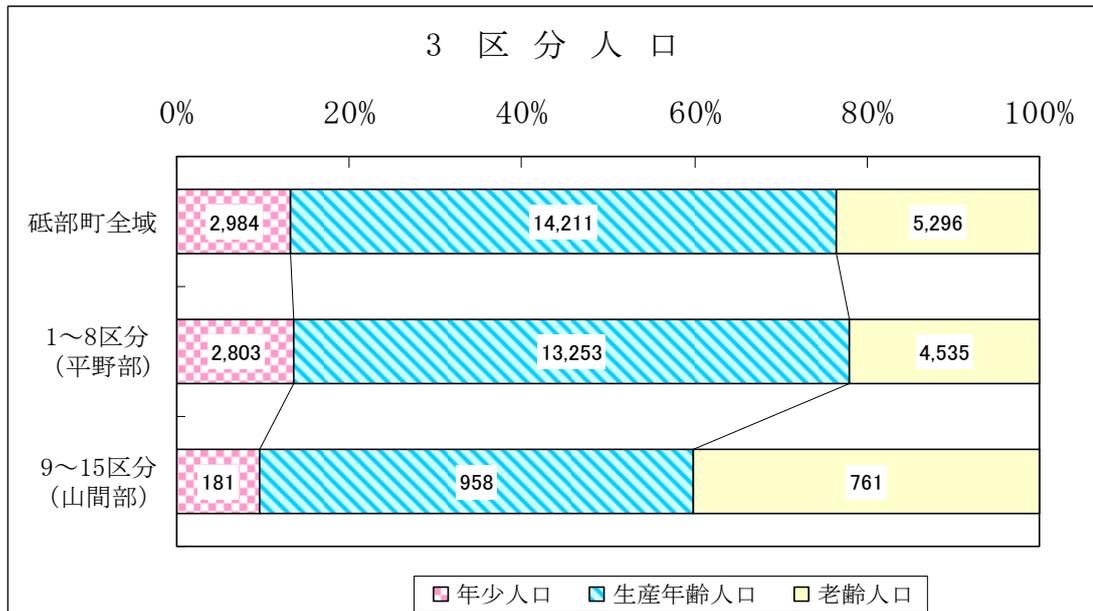
【資料編 第3編 1 地域区分・住民基礎データ】



(注) 本町の人口と世帯数は、平成 17 年国勢調査結果。

(注) 区分における人口と高齢化率は、平成 22 年 2 月 28 日現在の住民基本台帳調べ。

本町の3区分人口を区域で比較してみると、9～15区分で年少人口割合が9.5%、高齢人口割合が40.1%となり、少子高齢社会となっていることが分かる。ただし、この区分での人口自体が少ないため、本町全体に対して大きな影響を与えてはいない。



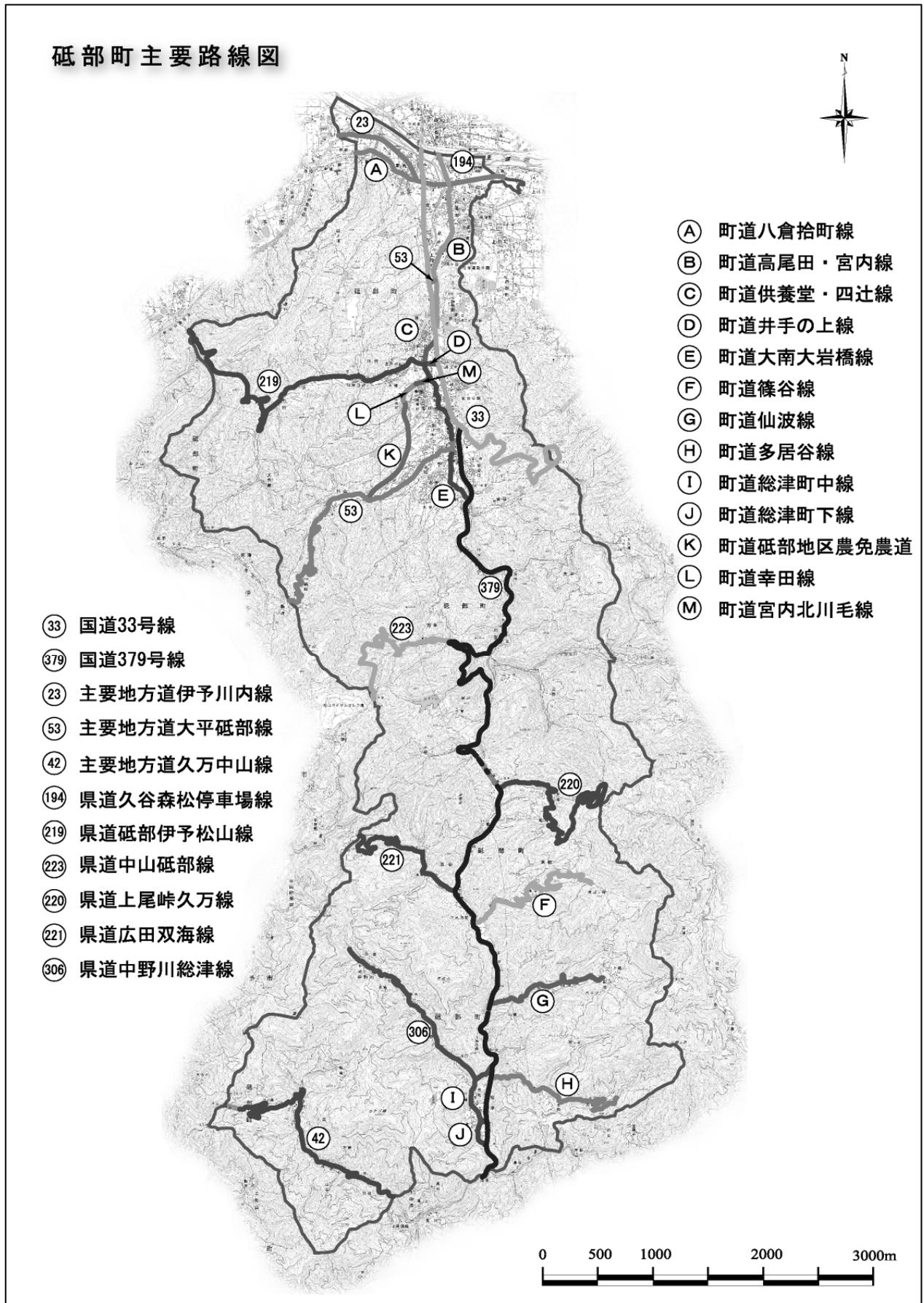
(4) 道路の位置等

道路は、松山市と接続する国道33号が北から南に伸び、砥部新橋で国道379号が分岐し、町を南北に結んでいる。国道33号の北、重信川を越えてすぐの松山市内には、松山自動車の松山インターチェンジが立地している。

また、幹線的な道路のうち主なものは国道33号及び379号から東西に延びて地域を横断し、人や物資を流通させている。主な路線は、次のとおりである。

■ 主要路線一覧表

種 別	路線名称	路線番号
国 道	国 道 3 3 号	3 3
	国 道 3 7 9 号	3 7 9
主要地方道	伊 予 川 内 線	2 3
	久 万 中 山 線	4 2
	大 平 砥 部 線	5 3
一般県道	久谷森松停車場線	1 9 4
	砥部伊予松山線	2 1 9
	上尾峠久万線	2 2 0
	広田双海線	2 2 1
	中山砥部線	2 2 3
	中野川総津線	3 0 6
町 農 農 道	八倉拾町線、高尾田宮内線、供養堂四辻線、井手の上線、大南大岩橋線、篠谷線、仙波線、多居谷線、総津町中線、総津町下線、砥部地区農免農道幸田線、宮内北川毛線	



(5) 鉄道、港湾の位置等

町内に鉄道、港湾はなく、公共交通機関は、伊予鉄道、J R 四国バスのバス路線となる。

(6) 自衛隊施設等

本県内の自衛隊施設は、松山駐屯地が松山市南梅本町に所在し、松山駐屯地には、第 14 旅団（香川県善通寺駐屯地）指揮下の第 14 特科隊及び第 14 高射特科中隊が駐屯している。

また、自衛隊愛媛地方協力本部が松山市三番町に所在する。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する可能性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展の他、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっている。

町国民保護計画においては、基本指針において想定されている以下の武力攻撃事態及び緊急対処事態をもとに、国際情勢や町の地理的、社会的特性を踏まえ、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

なお、事態の想定については、今後も国や県からの情報を踏まえ、関係機関と緊密な連携のもと、さらに研究を進め、町国民保護計画に反映するものとする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

着上陸侵攻は、戦略的に重要な地域を占領するための本格的な侵攻事態であり、成功させるための要件としては、海上・航空作戦での優位を獲得する他、着上陸侵攻に適した港湾・海岸線等が存在すること、侵攻部隊の戦力を支援する兵站の確保、着上陸させる戦力を有していること等が必要不可欠な軍事行動であることや本町の地理的条件等から、本町に対し直接的な着上陸侵攻が行われる可能性は低いと考えられる。

(2) 航空攻撃

航空攻撃は、着上陸侵攻に付随する航空攻撃と単独での航空攻撃が想定される。しかし、本町の場合は、攻撃対象が点在することから、大規模で、かつ反復・継続的に行われる航空攻撃よりも、単発的で地域も限定された攻撃が考えられる。

従って、本町への航空攻撃は、単発的、自爆的であり、大量破壊兵器と結びつく可能性の大きい弾道ミサイル攻撃の対処措置と同様に扱うものとする。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を遠くまで投射することが可能であることから、通常の弾頭をもって目標を破壊するだけでなく、NBC弾頭（核・生物・化学兵器）等の大量破壊兵器の運搬手段として使用される可能性がある。弾道ミサイル攻撃は、大都市、政経中枢等戦略的に重要な目標に対して行なわれるものと考えられるが、本町においても弾道ミサイル攻撃がなされる事態は否定できない。

(4) グェリラや特殊部隊による攻撃

グェリラや特殊部隊による攻撃は、わが国に兵力を潜入させて行う不正規型の武力攻撃であり、この攻撃のパターンとして、不正規軍であるグェリラや正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、政経中枢への急襲等が考えられる。

本町への侵攻のパターンとしては、ひそかに小規模な要員を分散・潜入させて、国内において態勢を整えた後、所定の行動に移す小規模分散型の侵攻が考えられるが、発生する事態については、大規模テロ等の緊急対処事態で扱う事態と類似するものとして扱うこととする。

2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針及び県国民保護計画においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 緊急対処事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態である。

町国民保護計画では、世界各地で生起している大規模テロの発生等とほぼ同様の事態として捉え、住宅密集地や多数の人が集会する施設等に対する、航空機等の交通機関を用いた攻撃やサリン等多数の人を殺傷する特性を持つ物質等による破壊・殺傷の事態を想定する。

(2) 町の緊急対処事態に関する事態の考え方

町内において、どのような事態が考えられるのかを「5W1H」で整理すると、次のとおりとなる。

ア 誰が (Who)

国際テロ組織等が対象となる。

イ いつ (When)

突発的に発生

ウ どこで (Where)

住宅密集地や交通拠点及び多数の人が集まるイベント会場、学校等

エ 何を (What)

(ア) 破壊 (損害)

(イ) 殺傷 (恫喝)

(ウ) 殺傷につなげるための破壊

オ 何のために (Why)

(ア) 恐怖や苦痛を与え、我が国の国家意思又は国策を特定の方向に強制誘導する。

(イ) 破壊、機能障害あるいは損害を、自己の利益に転化する。

(ウ) 存在や実力の誇示により、自己に有利な環境を形成する。

カ どのように (How)

(ア) 『大量殺傷物質等による攻撃』

市街地における、NBCの拡散・散布

3 武力攻撃事態と緊急対処事態の分類

武力攻撃事態		
	① ゲリラや特殊部隊による攻撃	② 弾道ミサイル攻撃
一般的に考えられる事態	<ul style="list-style-type: none"> 高度に都市化・市街地化が進んでいる我が国に対し、ゲリラや特殊部隊による都市部への攻撃や、破壊工作が想定される。また、交通の要衝、離島の占領等の攻撃が想定される。 ゲリラや特殊部隊の輸送には航空機、各種船舶等が使用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、攻撃目標として政治・経済・産業の中核となる大都市や大規模工業地帯の他地方都市等も対象となりうる。 通常弾頭の他にNBC弾頭（核、生物、化学兵器）が使われることもある。
町内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラや特殊部隊の侵入による生活関連等施設や行政施設等への破壊工作等が想定される。 侵入経路としては、本町への直接的な侵入に限らず、他地域に侵入後、本町への攻撃も想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、生活関連等施設や市街地の行政施設等に対する攻撃が想定される。
	③ 航空攻撃	④ 着上陸侵攻
一般的に考えられる事態	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、政治・経済・産業の中核となる大都市、大規模工業地帯及び地方都市等も攻撃目標となりうる。 	<ul style="list-style-type: none"> 着上陸侵攻が想定されるのは、内海より外海の沿岸や外周離島の可能性が高い。
町内で起こりうる事態	<ul style="list-style-type: none"> 混乱や恫喝という政治目的においては、生活関連等施設や行政施設及び市街地等に対する攻撃が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊後水道に面した本県の海岸線等は、大規模な着上陸侵攻に適さないため、海に接していない本町において、海岸線を有する近隣市町を通過しての大規模な着上陸侵攻の可能性は低い。

緊急対処事態		
	攻撃の対象施設等による分類	
	① 危険性を内在する物質を有する施設	② 多数の人が集合する施設等
一般的に考えられる事態	<p>大量の放射性物質等の放出による被爆、爆発や火災の発生による被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子力発電所等の破壊 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 危険物積載船(LNG 運搬船等)への攻撃 ダム破壊 など 	<p>爆破や、施設崩壊に伴い多大な人的・物的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 航空機・列車等公共交通機関の爆破 学校 など
町内で起こりうる事態	<p>危険物貯蔵施設等への破壊活動が想定される。</p>	<p>ショッピングセンター、学校等への破壊活動が想定される。</p>

緊急処理事態		
	攻撃の手段による分類	
	① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃（NBCの拡散・散布等）	② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃（航空機自爆テロ等）
一般的に考えられる事態	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（一種の放射性物質飛散装置であり、目標箇所に放射性物質を飛散させるため、通常様式で爆発させるもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地、公共交通機関等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入 など 	<p>国際テロ組織や国内の破壊活動を企図する集団及び両者の連携によるテロ活動等による事態で、大量の人的被害が発生する。</p> <p>【事態例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来 ・日本の政治、経済において象徴的な施設 ・原子力発電所 など
町内で起こりうる事態	<p>市街地、公共交通機関等でのNBC拡散・散布、ダムや浄水場への毒物、細菌の混入等による破壊活動が想定される。</p>	<p>弾道ミサイル等の飛来や中心市街地でのテロ等の破壊活動等が想定される。</p>